

入札公告

株式会社リツワの発注する「(仮称) シェアワークスみさとグループホーム新築工事」の制限付一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和6年9月9日

株式会社リツワ
代表取締役 佐々木 輝

1 入札に付する事項

- 工事名 (仮称) シェアワークスみさとグループホーム新築工事
- 施工場所 宮城県遠田郡美里町荻塚字朝日壇 19 番 1
- 工期 契約締結日の翌日～令和7年3月15日(土)まで
- 工事概要 木造平屋建工事 敷地面積 3,405.59㎡ 建築面積 729.14㎡
延べ床面積 706.78㎡
建築工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式(給水管・下水管本管取り出し共)
外構工事一式
- 支払条件 落札決定後 契約書に準ずる
- 契約保証金 免除とする
- 最低制限価格 設定有(非公開)
- 入札方法 制限付一般競争入札

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

宮城県が定める建設工事執行規則の規定に基づき、開札日当日において次の要件を満たしていること。

登録業種	建築一式工事
登録等級	S等級及びA等級または総合評点800点以上
事業所の所在に関する条件	宮城県に本社(本店)、営業所等を有していること。
施工実績に関する条件	なし
配置技術者に関する条件	① 建設業法(昭和24年法律第100号)の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係にある主任技術者又は監理技術者(以下「技術者」という。)をこの現場に配置できること。 ② 技術者は、建設業法の規定により専任で配置することが必要な場合にあつては入札期日(4の表に定める入札の期日をいう。以下同じ)の前日から起算して3月以上前から、それ以外の場合にあつては入札期日の前日から、引き続き入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。 ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であること。
入札保証金	免除
暴力団等の排除	次のいずれにも該当する者でないこと。 ① 有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加していると認め

	<p>られる者（以下「役員等」という。）が暴力団員であると認められる者</p> <p>② 有資格業者又は役員等が、暴力団等であることを知りながら、暴力団等と取引を行い、又は不当に利用したと認められる者</p> <p>③ 有資格業者又は役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者</p> <p>④ 有資格業者又は役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</p>
その他	<p>① 本入札の公告日又は入札日において、宮城県、美里町から指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。</p>

3 入札・工事担当

区分	担当	電話番号	住 所
入 札 受付担当	株式会社リツワ事務局	0228-45-5990	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢6 6番地
工 事 担 当	エスミール設計事務所 渡辺 恵美	0229-43-5002	宮城県遠田郡涌谷町小塚字中野一 109番地3

4 入札日程等

手 続 等	期 間・期 日・期 限	場 所
入札参加資格確認申請書類交付 ※注2	令和6年9月10日（火）から 令和6年9月25日（水）まで	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢 66番地 株式会社リツワ事務局
設計図書等の閲覧	令和6年9月10日（火）から 令和6年9月25日（水）まで	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢 66番地 株式会社リツワ事務局
現場説明会	令和6年9月14日（土） 午前10時30分から	宮城県遠田郡美里町荻塚字朝日壇 19番1 シェアワークスみさと 建設予定地
設計図書等に対する質問の受付	令和6年9月10日（火）から 令和6年9月25日（水）まで	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢 66番地 株式会社リツワ事務局
入札参加資格確認申請書類提出	令和6年9月25日（水）まで	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢 66番地 株式会社リツワ事務局
入札参加資格確認書の通知（郵送またはメールでの通知）	令和6年9月27日（金）まで	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢 66番地 株式会社リツワ事務局
設計図書等に対する質問回答書の閲覧	令和6年9月12日（木）から 令和6年9月25日（水）まで	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢 66番地 株式会社リツワ事務局
入 札	令和6年9月30日（月） 午前11時から	宮城県遠田郡美里町荻塚字朝日壇 19番1 シェアワークスみさと 建設予定地

（注1）上記の期間は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時をまをを除く。）とする。

（注2）入札参加資格確認申請書類・各種様式等については、株式会社リツワ事務局より様式データをメール

にてお送りするか様式原本をお渡しすることができます。

5 入札の方法等

- (1) 郵送、メール、電報、FAX その他電気通信による入札は認めない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の10に相当する金額を入札書に記載しないこと。
- (3) 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとし、再度入札執行回数は、2回を限度とする。
- (4) 入札及び再度入札において落札者がいないときは、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約のための見積り合わせを行うことがある。
- (5) 宮城県建設工事入札執行規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、本入札には最低制限価格を設定するので、最低制限価格未満の入札は、失格とする。
なお、落札者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、従来のかじ方式により落札者を決定するものとする。

6 工事費内訳書の提出について

- (1) 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、再度入札の際は不要とする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- (3) 工事費内訳書は、返戻しない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 2に掲げる競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 同一件名の入札において、入札者等が2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでない認められるとき。
 - ① 入札者等の記名押印及び訂正印を欠く入札
 - ② 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
 - ③ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ④ 工事名等の錯誤がある入札
- (4) 虚偽の入札参加資格確認申請等を行ったとき
- (5) その他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為その他不正の行為があったとき。

8 契約の締結

落札した者は、落札決定後5日以内に契約を締結する。

ただし、落札決定後、契約までの間に落札した者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、又は指名停止を受けた場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

9 入札参加資格確認申請の提出書類

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を正1部提出しなければならない。

- ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - ② 配置技術者届出書（様式第2号）
 - ③ 配置する技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類
 - ④ その他入札に参加する者に必要な資格に関する事項を証明する書類
- (2) 申請書類の提出方法、受付期間及び提出場所
- ① 提出方法
持参または配達記録付き郵便とする。
 - ② 受付期間及び提出場所
4の表に示すとおりとする。

10 その他

- (1) 入札参加者は、宮城県建設工事執行規則及び宮城県建設工事執行規則取扱要綱を遵守すること。
- (2) 工事内容に関する電話での質問は一切受け付けないものとする。また、質問については指定の様式を使用すること。

障害者施設整備計画協議書

都道府県(市)名		宮城県		優先順位	位	施設建設地	遠田郡美里町荻塚字朝日壇19番1		
事業計画	単年度			整備方針	ク、ス				
障害福祉計画の該当の有無 ※該当がある場合、該当の部分を添付してください。							(有) ・ 無		
事業(施設)種別			共同生活援助		整備区分		創設		
施設名	(仮称)シェアワークスみさとグループホーム			設置主体	株 リツワ				
現在定員	通所定員	人		通所定員	人		着工	予 定 年 月 令和6年 10月	
	入所定員	人		入所定員	人		竣工		
	日中活動部門	人		日中活動部門	人		予 定 年 月 令和7年 3月		
	施設入所・宿泊型部門	人		施設入所・宿泊型部門	人				
	共同生活援助 (身体・知的・精神)	人		共同生活援助 (身体・知的・精神) 20人	人		その他 発達障害者支援センター 有・無 エレベーター等設置整備 有・無 相談支援 有・無 障害児相談支援 有・無 居宅介護 有・無 保育所等訪問支援 有・無		
	障害児施設 ()	入所定員	人		障害児施設 ()	入所定員		人	
		通所定員	人		通所定員	人			
	短期入所(加算も記載)	人		短期入所(加算も記載)	6人				
	小規模グループケア定員数	人		小規模グループケア定員数	人				
	その他()	人		その他()	人				
1 対象経費の実支出予定額		区 分		計					
構造	木造	平屋建	3棟	工事費(購入費含む)					円
				工事事務費					円
				小計					円
				解体撤去					円
				仮設施設					円
小計								円	
対象経費の実支出予定額								円	
2 割増加算等		特別豪雪地域(5%)	都市部特例(5%)	奄美・小笠原・離島加算(8%)	用地有効活用	高層化			
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
3 国庫補助基準額	令和5	工事	その他工事	区分	利用定員	補助基準額			
				本 本 体	20人	円			
				施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	人	円			
				就労・訓練事業等整備加算		円			
				大規模生産設備等整備加算		円			
				短期入所整備加算		円			
				発達障害者支援センター整備加算		円			
				その他(相談支援、障害児相談支援整備加算・避難スペース整備加算)		円			
				小 計		円			
				解 体 撤 去	入 所 ・ 通 所	円			
仮 設 施 設	入 所 ・ 通 所	円							
小 計		円							
合 計 (国庫補助基準額)				円					

4	都道府県(市)補助(予定)額							円
国庫補助	国庫補助基本額							円
所要額	国庫補助所要額							円
5 財源	国補助	庫金	設置者負担金					計
		県(市)補助金	機構借入	寄付金	県(市)単独補助	地元市町村単独補助	その他(金融機関借入)	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	機構への償還者 1 理事長 2 理事等役員 3 県(市) 4 地元市町村 5 その他()							
寄付者	理事長	理事等役員	計		措置状況(都道府県市)	算の当(初算)	補正予算(月)	
	千円	千円	千円	千円	千円			
6 障害福祉圏域の状況	障害保健福祉圏域名	大崎圏域		人口	188,636 人		障害者数	11,587 人
	現在の入(通)所施設定員数	315		人	現在の入(通)所施設利用者数	319		人
	整備後の入(通)所施設定員数	335		人	現在の入(通)所待機者数	-		人
7 整備内容	他の施設との併設の状況	施設種別	補助金等の所管部局等	協議状況	協議施設との設置形態			
				既設・協議中	合築・併設(別棟)			
				既設・協議中	合築・併設(別棟)			
	改築の場合	既存施設建設年度	年度	老朽度点数又は現存率				
	旧体系の施設移場の	既存施設名	施設種別	小規模作業所からの移行の場合	作業所名	利用者	人	
				整備後の作業所				
8	スプリンクラー設備設置根拠	設置対象面積(既存部分も含む)	設置を必要とする理由					
		m ²						
9	都市部割増単価根拠	市町村の人口(10月1日現在)	人		建設予定地の土地利用状況(該当する項目に○)			
		1km ² 当たりの人口密度	人/km ²		ア市街地 イ田畑 ウ山林 エその他()			
10 建設用地	用地の種類	所有者面積	用地所有者からの取得形態(取得状況)			手続状況		
	宅地	法人代表者 3405.61 m ²	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額0千円]・購入予定			契約済・確約書入手		
		m ²	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額 千円]・購入予定			契約済・確約書入手		
	立地条件	(特に住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等) 法人代表者が所有する土地であり、立地としては、美里町北部の中心地で美里町立中埠小学校に隣接している旧中埠幼稚園跡地を活用する。東北本線小田駅より車で10分、また美里町民バス路線のバス停が徒歩10分であること、コンビニ、郵便局、中埠コミュニティーセンターが徒歩圏内であることや、大崎市北東部、栗原市南部、登米市西部と隣接しており、車で10分~20分程度でいずれの隣接市街地まで移動することが可能。このことから利用者・家族・働き手にとって利便性が高く、日常生活圏内での行動及び連携が図れることから整備予定地に選定した。				排水路関係	問題無し	
						進入路関係	問題無し	
11 協議全体に関する都道府県(市)の意見等 ※必ず記入すること。	法人審査会の状況	1 既設法人[認可 平成3年12月25日]; 2 新設法人[法人審査会での審査終了年月日 年 月 日]						
	施設選定会議の状況	施設選定会議での審査終了年月日 令和5年 12 月 12 日						
	本件は、新たに共同生活援助事業及び短期入所事業を行うための建物を新築し、併せて、福祉避難所を整備するものである。 本件創設予定事業所は、緊急時の受け入れ対応や福祉避難所としての役割を担うことを計画した地域生活支援拠点として整備することとしていることから、緊急性・必要が高い。							
		県(市)担当者	課名	障害福祉課		係名	施設支援班	
		氏名	佐藤 裕宜		電話	022-211-2544 (内 2544)		